

家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「家庭電気製品」(以下「家電品」という。)とは、一般消費者の生活の用に供され、電気を機能上重要な作動のために使用する機械器具及びこれらの電源として使用される電池類であって、家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定める種類のものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、家電品を製造又は販売する事業者であって、この規約に個別に参加する者及びこの規約に参加する事業者団体に属する者をいう。</p> <p>3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する家電品の取引に附随して、相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ただし、正常な商慣習に照らして値引又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして家電品に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。</p> <p>(1) 物品及び土地、建物その他の工作物</p> <p>(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金附証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券</p> <p>(3) 供応(映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。)</p> <p>(4) 便益、労務その他の役務</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第1項に規定する「家電品」とは、別表に掲げる種類のものを行い、商用交流電源を使用するもののほか電池を使用するものを含む。</p> <p>2 前項に定める種類のものであっても、住宅設備としてあらかじめ工事により住宅に付加されること、専ら自動車での使用に供すること、又は専ら事業の用に供することを目的として設計、製造されたものは除く。</p> <p>3 第1項別表の家電品の種類について、その範囲を定める必要があるときは、公正取引協議会が決定するものとする。</p> <p>4 顧客を誘引するための手段として、取引通念上明らかに対価を徴収したとは認められないような価額で提供する物品又は役務は、規約第2条第3項ただし書に規定する値引に該当しない。</p> <p>5 次に掲げる「経済上の利益」は、規約第2条第3項に規定する景品類に含まれない。ただし、一般消費者に景品類の提供と認識されるおそれがある表示をする場合は、景品類に当たる。</p> <p>(1) 製造業者が、「アフターサービス」として、家電品の価額に含まれるものとして提供する無料保証</p> <p>(2) 製造業者が、家電品の「附属品」として、家電品の価額に含まれるものとして提供する物品(乾電池、リモコン、ACアダプター、電気冷蔵庫の製氷皿、電気掃除機のアタッチメントなど)</p> <p>(3) 家電業界における正常な商慣習に照らして、家電品に附属すると認められる経済上の利益</p> <p>6 ホームページ上で実施する懸賞企画は、商取引サイトにおいて商品やサービスを購入することによりホームページ上</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>の懸賞に応募することが可能又は容易になる場合等を除き、景品類に該当しない。</p> <p>7 ホームページにアクセスすることによってもれなく提供される経済上の利益は、当該経済上の利益の引渡しが店頭で行われる場合等を除き、景品類に該当しない。</p> <p>(景品類の価額の算定)</p> <p>第2条 規約第2条第3項の景品類の価額は、市価を基準として算定する。ただし、景品類と同じものが市販されていない場合は、類似品の市価等を勘案して、当該景品類の提供を受ける者がそれを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。</p> <p>2 同一の取引に付随して2以上の懸賞による景品類が提供される場合の景品類の価額は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 同一の事業者が行う場合は、別々の企画によるときであっても、これらを合算した額の景品類を提供したこととする。</p> <p>(2) 他の事業者と共同して行う場合は、別々の企画によるときであっても、共同した事業者が、それぞれ、これらを合算した額の景品類を提供したこととする。</p> <p>(3) 他の事業者と共同しないで景品類を追加した場合は、追加した事業者が、これらを合算した額の景品類を提供したこととする。</p> <p>3 同一の取引に付随して2以上の懸賞によらない景品類が提供される場合の景品類の価額についても、前項と同様とする。</p> <p>(取引の価額の算定)</p> <p>第3条 規約第3条及び第4条第1項に規定する景品類を提供する場合の取引の価額の算定方法は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 購入者を対象とし、購入額に応じて</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>景品類を提供する場合は、当該購入額を「取引の価額」とする。</p> <p>(2) 購入者を対象とするが購入額の多少を問わないで景品類を提供する場合の「取引の価額」は、原則として、200円とする。ただし、当該景品類提供の対象商品又は役務の取引の価額のうち最低のものが明らかに200円を下回っていると認められるときは、当該最低のものを「取引の価額」とすることとし、当該景品類提供の対象商品又は役務について通常行われる取引の価額のうち最低のものが200円を超えると認められるときは、当該最低のものを「取引の価額」とすることができる。</p> <p>(3) 購入を条件とせずに、店舗への入店者に対して景品類を提供する場合の「取引の価額」は、原則として、200円とする。ただし、当該店舗において通常行われる取引の価額のうち最低のものが200円を超えると認められるときは、当該最低のものを「取引の価額」とすることができる。この場合において、特定の種類の商品又は役務についてダイレクトメールを送り、それに応じて来店した顧客に対して景品類を提供する等の方法によるため、景品類提供に係る対象商品をその特定の種類の商品又は役務に限定していると認められるときはその商品又は役務の価額を「取引の価額」として取り扱う。</p> <p>(4) 景品類の限度額の算定に係る「取引の価額」は、景品類の提供者が小売業者である場合は対象商品又は役務の実際の取引価格を、製造業者である場合は景品類提供の実施地域における対象商品又は役務の通常取引価格を基準とする。</p> <p>2 2以上の家電品、又は家電品とそれ以外の物品、役務を組み合わせ販売する</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	場合（セット販売等）において景品類を提供するときは、その組合せ商品を単一の商品とみなして「取引の価額」を算定する。

別表

種 類	内 容
1. 映像、音響機器	放送受信、録音録画、再生等のための機器
2. 情報通信機器	文字、画像、音声等の情報の処理及び通信のための機器
3. 冷凍、冷蔵機器	食品を低温で保存するための機器
4. 調理機器	食品の調理のための機器
5. 家事関連機器	家事の利便性のための機器
6. 理美容、健康機器	理美容、身体健康、清潔の維持、促進のための機器
7. 空調機器	冷暖房、除湿、加湿、換気等住空間の快適化のための機器
8. 暖房機器	熱源に電気、灯油、ガスを使用する暖房、採暖のための機器
9. 電球、照明器具	専門的な工事を必要としない照明器具及び管球
10. 電池	家庭用機器に使用する電池